

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会会議録

令和5年12月8日 午前10時00分 開 会

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	櫻井繁行
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	小倉博一
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木木更司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

なし

出席書記名

議会事務局	局長	金子俊文
	局長補佐	谷中博文
	係長	折本尚充

議 事 日 程

令和5年12月8日（金曜日）午前10時00分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 報告事項について
 - (2) 署名代表者の証人喚問について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 会 午前10時00分

○矢口龍人委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議には傍聴の申出がありますので、傍聴を許可いたしますので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩いたします。 [午前10時01分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時01分]

初めに、書記を指名いたします。議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 報告事項についてを議題といたします。

去る11月14日付で本職宛てに文書の送付がありましたので、資料及び経緯の説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

それでは、百条委員会委員長宛てに提出されました資料について、ご説明させていただきます。

タブレットのほうをご覧いただきたいと思います。

こちらが11月14日付で矢口委員長宛てに郵送された文書でございます。

表題に「内部告発」と書かれており、最後には「匿名」ということでございます。

内容について読ませていただきます。

内部告発。

2000名の疑問署名者の中に、久松議員の奥さんが署名し作成した請願書が多くあり、筆跡鑑定をすれば、即判明する。

この確信を突かれないよう、田代氏は踊らされているだけで、指示は勿論久松議員。

また、この署名活動には数名の議員が関わっており、自分で自分達を審査する姿勢、茶番劇です。

早々に終始し、対価に見合った議員本来の活動に心身を寄せられたい。

という内容でございます。

こちらが内部告発という文書の内容でございます。

○矢口龍人委員長

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

内部告発で、11月14日で委員長宛てに出されたということですよ。

2,000名の疑問署名が久松議員の奥さんが署名し作成した、ここに「請願書」とありますが、これは要望書ですよ。請願書という書き方そのものがちょっとおかしいなと思いますけれども、2,000名の中に多くあるというのはどのくらいの数なのか、そこら辺なんかちょっと分かりかねないというのが1つですよ。

それと、指示をしたのは久松議員だというのは、かなり確信的な判断をしているということですよ。

最後に、3つ目が数名の議員が関わっているというところですから、数名の議員がどうなのかということは、今後、田代代表の証人喚問で明らかになるかなと思います。

それで、この審査の中で茶番だというふうに言っていますけれども、茶番ということは、この委員会を傍聴している方かなと察せられると思いますので、これは非常に何か、内部告発にしては、かなり本当に中身をよく知っている方だなと。

私自身も2,000名の署名に関わったのが久松議員の奥さんだということを初めて知ったんですが、これをどういうふうにあと扱うかというのは、今後の調査で明らかになるのかなと。特に執行部から出された、署名を断ったけれども署名されていたという人がいましたよね。そういう人を参考人にして、その資料を出してもらおうということと、田代代表に全ての署名、これを提出してもらおうということが前提になるかなと。これで、この問題は解明されるんじゃないかなと思います。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○櫻井繁行副委員長

11月14日付の内部告発という文書ですけれども、これは匿名で出されているものというのは、どういった扱いというか、基本的に匿名で出されるものというのは、ある意味、怪文書に近いようなところもあると思うんですけれども、そういったところの判断というか、事務局なのか、どういったふうを考えればいいのかというのをまずお聞きしたいんですが。

○議会事務局長（金子俊文君）

あくまで匿名という形で頂いたわけですが、百条委員会、矢口委員長宛てに提出されてございますので、今回提示させていただきました。

○櫻井繁行副委員長

あくまでも内部告発ということで理解はしますが、傍聴されている方には限らないのかな。たしか会議録ってホームページでもう公開されていますよね。と思ったんで、ちょっと確認します。

○議会事務局長（金子俊文君）

お答えいたします。

ホームページ上で公開されてございます。

○櫻井繁行副委員長

多くの方がもちろん傍聴もずっといただいているのもありますが、ホームページで会議録は出されているので、市民の方も見ていただいているのかなと思います。

それと、この最後に「数名の議員が関わっており」というところ、署名活動に関してですけれども、

これは矢口委員長のほうにも、僕、前からお話しはしていましたが、基本的に私もこの署名については久松議員から個人的に協力の依頼がありました。私の場合は、久松議員から直接署名、協力をお願いしたいというお話が、たしか今年の4月ぐらいだったと思うんですよね、3月の定例会が終わってからです。私のほうでは、自分の知人、友人を中心に、賛同してくれる方、そういった方にお声がけをさせていただいて、賛同する方から署名をいただいたという事実があります。

ただ、今回のこの百条委員会に関わるような疑念、趣旨にあるような疑念に関するような行為というのは一切行っておりません。また、代表の田代さんという方も、今日に至るまで1回も面識もありません。それと矢口委員長の証人尋問事項の通告にあったような集まりというか、協議会のようなものがあったかどうかは定かではありませんが、そういったところに出たこともありません。

○矢口龍人委員長

櫻井副委員長、ここはあなたの告白の場じゃないのでやめてください。

○櫻井繁行副委員長

そうですね、はい。ただ、こういった告発のあれがあったので、そういったところを先にお話を僕もしておいたほうがいいのかなと思ひまして、皆さんにお話をさせていただきました。

○佐藤文雄委員

今の件は、最後のその他の中で話しすればいいんじゃないですか。

○櫻井繁行副委員長

もう1回ですか。

○佐藤文雄委員

うん、もう1回というか、これに関わって今話したことについてはね。

○矢口龍人委員長

議題に沿ってやっておりますので、途中で横やりを入れないでいただきたいと思います。

○櫻井繁行副委員長

関連で。

○矢口龍人委員長

関連でしょうけれども、それに関しては、また会議のその他の件でもちょっとお話しいただければというふうに思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

○設楽健夫委員

匿名ということで、委員長宛てにこういう文書が来た。そういう意味では、前回執行部のほうから私文書偽造の5名の資料が出されてきましたけれども、実際は署名簿で、私文書偽造が明らかに事実としてあった。今こういう匿名の中でも出ていますけれども、そういう意味では、ますます実際の署名簿、その提出によって何が行われたのかということをしつかりと解明していく必要があると。

実際は、署名を集めた人もいるでしょうし、ただ偽造に関わったというところについては、そのエビデンスからきちっと精査をしていく必要があるんじゃないかと思ひます。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○鈴木更司委員

匿名ということなんですけれども、それでこれを取り上げるか、上げないかというところもまず1つあるのかなと思ひますけれども。

○矢口龍人委員長

私のほうからちょっとお話しさせていただくと、匿名ですので、これは怪文書の一種だと思います。私も思います。ただ、そういう情報が来たものに対しては、別に私がこの内容に意見しようというわけじゃなくて、皆さんにこういうものが来ましたよ、というご報告ですので、それをあんまりいろいろ解釈の仕方を変えられても困るんですけども、あくまでも怪文書ですよ。ただ、こんなことが来ましたという事実だけは皆さんにご報告したいということで、今回議題にさせていただきました。

それでは、ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

ないようですので、次の議題に移ります。

次に、(2)署名代表者の証人喚問に係る報告についてを議題といたします。

それでは、田代和正氏から送付があったメール及び経過の説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご説明いたします。

続いて、署名代表者の田代和正氏から送付がありましたメール及び経過についてご説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

こちらが代表の田代和正氏への証人出頭請求の経過でございます。

令和5年11月24日付で、次のページの資料1になりますが、証人出頭請求書を速達、配達証明付で郵送してございます。

別紙としまして、3ページとなりますが、尋問事項、18項目を提示しているものでございます。

出頭すべき日時、場所としましては、日時が令和5年12月8日金曜日、本日でございます。午前10時、場所については千代田庁舎3階、全員協議会室ということで請求をさせていただいたものでございます。

続いて、資料2になりますが、石岡郵便局より令和5年11月27日に田代氏に配達されたという証明書でございます。田代氏に届いたということでございます。

1ページに戻っていただきまして、そして同日、11月27日午後4時55分に田代和正氏より電子メールが送られてきてございます。電子メールの内容といたしましては、資料はございませんが、読ませていただきます。

本日、証人出頭請求書を受け取りましたが、大変申し訳ありませんが、12月8日金曜日は親族の関係で、他県に行かなければなりませんということでございます。その下に家庭の事情等が書かれてございますので、省略させていただきます。

次になりますが、ふだんのパソコン教室の授業が平日は通常朝から晩まで予定されているため、出頭できるとすれば授業のない火曜日になります。現状、出頭可能な日時は12月12日火曜日の午後2時以降になります。出頭は拒否するつもりはありませんが、上記理由により12月8日は出頭できないため、12月12日火曜日午後2時以降で調整をお願いできませんでしょうかというメールでございます。

次に、資料1ページ、11月30日、電子メールにて、出頭可能日について田代氏と調整を行っているところでございます。12月12日火曜日は議会の最終日でございますので、田代氏は次週の12月19日火曜日であれば出頭可能ということでございます。

ということで、次回の百条委員会の日程について、この後ご協議いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○矢口龍人委員長

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

文書を請求しても出していないけれども、今回は出頭しますというふうに明言されているんですね。出頭すると。確認です。

○議会事務局長（金子俊文君）

日程調整をさせていただきまして、火曜日であれば出頭できるということで、今回は出頭いただけることになってございます。

○佐藤文雄委員

12月19日の火曜日というふうに書いてありますが、これは議会事務局と田代さんと打合せして、19日だったらどうかというふうに一応確認は取ったということですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

今調整している中で、12月19日火曜日であれば出頭できるというような内容で確認は取ってございます。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、再度の証人喚問日の設定を行いたいと思います。

12月19日火曜日午前10時からといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、質問内容につきましては、これまで集約したものいたしますので、よろしく願いをいたします。

○佐藤文雄委員

すみません、今ここに尋問内容を書いています、それ以外も尋問することは可能ですよね。確認です。

○矢口龍人委員長

はい、可能でございます。

尋問予定者以外で時間を取りますので、質問したい方はぜひやっていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の日程事項は全て終了いたしました、そのほか委員の皆様から何かございませんか。

○櫻井繁行副委員長

先ほどのお話の続きですが、私は繰り返しになりますけれども、今年の4月くらいだと思うんですけども、久松議員から直接1対1で署名の活動に協力してくれないかという依頼をいただきました。それで、知人、友人を中心に、賛同してくれる方から署名を集めさせていただいた。ただ、今回の委員会の趣旨にあるような疑念に関する行為には一切関わっておりません。また、今代表となっている田代さんとも、今日に至るまで一度も面識はありません。だから、そういったところをお話しさせていただくと、あとは集まりとか、署名の協議会とか、そういったものがあつたかは定かじゃありませんけれ

ども、そういった会合に参加したこともないと。だから、あくまでも久松議員との個人的な関係で依頼をされたことに対して協力をしたと。それ以上でもそれ以下でもないので、この告発文があったのもありますし、最後どういうふうに田代さんとか、その後の証人喚問、久松議員、あるか分かりませんが、先に報告というか、お話をしておいたほうがいいのかなと思ひまして、報告をさせていただきます。

○矢口龍人委員長

何かございませんか、ほかに。

○佐藤文雄委員

匿名の文書はあくまでも怪文書だということで、この取扱いは今からは全く関係なく議事を進めていくということだと思ひますけれども、今、櫻井副委員長が言った、個人的に協力をしましたと、田代代表にも全く面識がないということなんですけれども、そういう会合にも集まったり、ただ、どういふふうを集めたかというのも非常に焦点になるので、これはできれば田代さんの証人喚問の後に、正式にどうなのか分かりませんが、櫻井副委員長も参考人として質問というのは、この百条委員会ではできるといふのでしょうか。

今、櫻井副委員長には質問できないから、あくまでも参考人として櫻井副委員長に質問して、櫻井副委員長が答えると。今の、田代さんを知らないとか、そういう問題があるから、田代さんのほうにいろいろ尋問した結果も分かると思ひますよね。そういうことというのは、改めてこの百条委員会でも申出されたことについて質問することができるんじゃないかなと思ひますが、それはどうなんでしょうか。難しいですか。

○矢口龍人委員長

いやいや、難しいことではなくて、今櫻井副委員長が署名運動に関わったというお話でございますので、そうしますと利害関係者といひますか、本来は、ここの委員としては私はそぐわないんじゃないかなと思ひます。

その上で、先ほど釈明したようでしたけれども、それは委員会でも証人喚問並びに参考人招致して、そこでいろいろ、るご答弁をいただくということが流れじゃないかなと思ひますけれどもね。

大川弁護士、ご見解をいただけますか。

○弁護士（大川隆司君）

今、委員長おっしゃった、櫻井副委員長がこの件に直接の利害関係があるといえるかどうかという問題なんです、地方自治法の第117条で、議事に参与することはできないといふのは、利害関係がある場合といふのは、例えば懲罰動議が出ている場合とかいふ場合はそれに該当しますが、今、副委員長からお話のありましたように、署名活動そのものには関与したけれども、偽造行為は全然関係しないよ、という場合に、直接利害関係がある事件といふのはちょっと難しいかなと思ひます。

その辺について利害関係があるという前提に仮に立ったとしても、地方自治法第117条といふのはただし書がありまして、議会の同意があったときは会議に出席して発言することができると、つまり原則は除斥だけれども、議会の同意があれば通常どおり議員として参加することができるというただし書がありますから、今の段階で副委員長はこの審議から外れるべきだといふことには当たらないかなと思ひます。私の意見としてはですね。

それから、もう1つ、どなたかの指摘がありましたけれども、今回の内部告発そのものは無視していかといふと、それはそういうものじゃないので、内部告発の文書そのものを何か処分の証拠にできるかといふと、それはできません。いわゆる直接処分の根拠に使えるような文書ではない怪文書ですけれ

ども、この情報を端緒にしてもっと客観的な資料にアプローチするということができるわけです。例えば署名簿が出てくれば、筆跡鑑定でもってこの言っていることが正しいかどうかということをチェックすることはできるわけですから、客観的な調査や捜査のための端緒としては、非常に貴重な情報だなどと思います。なので、これは怪文書だから、もうこの件だけ、あと無視していいという話ではないと思うんですね。

なので、失礼しました、ちょっと脱線しましたけれども、除斥の対象になるかどうかという問題と、参考人としてお聞きすることができるかという問題と、後者についてはこれはできます。もちろん委員であってもお聞きしなきゃならないということがあれば、参考人の立場に移行していただいて、ほかの委員の方々の質問を受けると。これは事案によっては、例えば裁判所の裁判官だって、その事件について証言台に立つということはあるわけですから、それは問題ないだろうと思います。

ちょっと脱線しましたけれども。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

ほかに。

○鈴木更司委員

引き続き、署名簿の提出を求めていただきたいかなと。その後、どうするのかというのもちょっと不明確だと思うので。

○矢口龍人委員長

ここにもあるように、ここに入っていなかったですかね、署名簿提出というのが項目に入っていなかったかもしれないですけども、当然、次回田代証人に来ていただいたときには、出してくれというような要請はもちろんするというところでございます。

○設楽健夫委員

弁護士のほうからも話がありましたけれども、2つ目のほう、実際、私文書偽造があったと、そういう経過からしますと、今櫻井副委員長のほうからあった内容についても、きちっと確認しておく必要があるとは思いますが。

もう1つは、この署名活動に私は全く参加していませんけれども、実際参加している人がいるとすれば、その人も同じようにきちっと証言といいますか、署名活動には参加したと、しかしながら偽造には関わっていない、行っていないということについては、きちっとしておく必要があるんじゃないかと。それは委員会の性格上も、公正公明にしていくという立場からも、そのことは必要なんじゃないかなとは思いますが。

○佐藤文雄委員

今、設楽委員の話は、今、櫻井副委員長が私も署名に関わりましたよ、ということをおっしゃいました。これを全く無視するんじゃないかと、この内部告発をきっかけにして掘り下げることも可能だよ、ということなので、これに数名の議員が関わっているということであれば、早めに話をしたほうがいいんじゃないかというようなことじゃないですか。櫻井副委員長だけじゃなくて、数名というのは、今ここで話をしたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そういうところはどうでしょうか。

○設楽健夫委員

私の発言は、櫻井繁行委員が副委員長としてこの会議を運営していく上で、自分の立場というものをしっかりと表明したということについては、これはすばらしいことだなど。なかなか勇気の要ることですから。

そういう意味では、この委員会の中で、私文書偽造とかそういうことについてはあってはならないということをきちっと議員全体が確認していくことが必要になってきている。そういう委員会ですから、そういう意味では、先ほど私が言いましたけれども、この場で関わったとするならば、その偽造に関わっていないということがしっかり表明できるのであれば、きちんとその辺は表明して、お互いの信頼関係をきちっとしていく必要があるのではないかと思って先ほどの発言はしました。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

内部告発文書の中にも、委員会は茶番だと書かれていて、非常にこれはもう最低の内容かと私は思いましたけれども、そういった中で、やはり襟をきちっと正して、皆さん、委員も、もしそういうことがあれば、自ら名乗り出てください、今、設楽委員がおっしゃったように、しっかりした審議をしていくべき、これはもちろん大きな予算も関わってきていますし、市民の傍聴者もたくさんおいでですし、皆さん、市民の中でも注目しておりますので、しっかりした議論にしていきたいなと思いますので、ぜひその辺のところ考慮していただいて自らお話をいただきたいと、このように思います。

○鈴木更司委員

内部告発を取っかかりにということであれば、久松議員の奥さんにも来ていただいてお話を聞きたいかなと思うんですけども。

○矢口龍人委員長

そういうことも、いずれにしても、今度12月19日の田代さんの証人喚問の後、またいろいろな内容が出てくると思いますので、その内容を審議しながら、次の段階に移っていくという中では、当然対象になると私も思っておりますので、その辺はまた今後の協議の中で議題にしたいと思います。

いいですか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上で旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書に係る久松議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

次回の委員会は12月19日午前10時から署名代表者の証人喚問を行います。

詳細は各委員に追ってご連絡をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。ご苦勞さまでございました。

散 会 午前10時35分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する
疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢 口 龍 人